



暑気払い費用

暑い暑い夏がやってきました。暑気払い、払いきれものではありませんが、生ビールを飲む口実にはとっても都合がいい言葉です。

I. 福利厚生費

暑気払い、夏バテ防止に職場で行う予定の方もいらっしゃると思います。

この暑気払い費用、会社が負担する場合は、**所定の要件を満たす場合には福利厚生費**として処理することになります。

II. 要件

福利厚生費として処理ができる要件は以下のとおりです。

- **暑気払いが全従業員を対象にしたものであること**
(特定の人だけで暑気払いをしたものではないこと)
- **暑気払いが「社会通念上一般的に行われていると認められる」ものであること**
(常識はずれの高額な暑気払いではないこと)
- **社員に渡しきりで支給されるものでないこと**
(暑気払手当などの名目で社員にお金を渡したりするものではないこと)

III. 留意点

上記の要件を満たさない場合は、従業員への給与になったり、交際費として取り扱う必要が生じますので、乾杯前にご確認下さい。

また福利厚生費用は、いくらまでなら認められるかといった金額基準がある訳ではありませんので、金額については一定のルールを設けておく方が安心です。

なお、部課別に暑気払を行うため、各部課にお金をわたして暑気払をしてもらう場合は、間違いなく暑気払に使われているならば問題はありません。